

第2次活性協における委員会機能の充実の協議内容について (案)

1 常任委員会の組み合わせの再検証 (前回の会議での提案事項)

前回の会議で、①市民局の組み合わせの再検討、②区役所の取扱い (所管局として明文化されていない)、③委員会の名称の3点について提案したが、これらのうち「②区役所の取扱い」についてのみ協議することとさせていただきたい。

2 所管事務調査の年間調査テーマの必置とスケジュールガイドラインの試行 (新規提案事項)

(1) これまでの議会改革での所管事務調査の充実に関する協議の振り返り

ア 千葉県議会改革協議会 (平成27年7月3日～平成29年3月31日)

「年間調査テーマの設定の考え方」については、設定するか否かにかかわらず、所管事務調査にこれまで以上に積極的に取り組んでいく。

イ 第1次千葉県議会運営活性化推進協議会 (令和元年8月30日～令和3年3月31日)

① 常任委員会における年間調査テーマの設定について

年間調査テーマの設定の義務化まではしないが、議会改革協議会の決定の主旨を改めて周知・徹底し、各委員会において、委員長の主導の下、所管事務調査をこれまで以上に積極的に行っていく。

年間調査テーマの設定にあたっては、まずは、委員長が委員長就任の際に、年間調査として実施したい内容について所信表明を行い、その後、委員会の中でテーマ設定の有無も含め議論し、決定していく。

② (仮称) 正副議長・常任委員長連絡会の設置

各常任委員会が所管事務調査の積極的な実施や情報発信の強化等を行うにあたり、各常任委員会間の情報共有、状況確認などを行うことを目的に、(仮称) 正副議長・常任委員長連絡会を設置する。



昨年度における所管事務調査の実施状況を見ると、新型コロナウイルス感染症の影響もあるが、テーマ設定がされない委員会があったほか、調査の取組方法やスケジュール感にばらつきが見られ、必ずしも全ての常任委員会で充実した所管事務調査が実施されたとは言えない状況である。

そこで、これまでの議論のさらなる具体化に努め、委員会運営の活性化をより一層進めていく必要がある (正副議長・常任委員長連絡会を活用する)。

(2) 新たな提案・協議事項

以下の内容について提案、第2回定例会前までに協議・了承の上、1年間の試行を実施したい。

ア 所管事務調査の年間調査テーマの必置

全ての常任委員会において、所管事務調査の年間調査テーマの設置を必置とし、第2回定例会中に年間調査テーマを決定するとともに、活動計画を作成する。

イ スケジュールガイドラインの作成

活性協において、これまでの事例を参考に所管事務調査の年間の流れを示す「スケジュールガイドライン」を作成する。活動計画の作成にあたっては、各常任委員会がこれを一つの目安として行えるようにする。

ウ 本会議での委員長の所信表明の実施

定例会最終日の本会議において、各常任委員長が所信表明を行い、その中で委員会で決定した年間調査テーマを報告し、取組の姿勢や方針を述べる。

(3) 試行後の対応について

試行後、次期活性協において改めて協議を行い、今後の方向性を決定していく。